

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

国民年金基金

ご注意いただきたいこと

- 国民年金基金は、積立方式の年金です。また、国民年金とは異なり、物価等のスライドはありません。
- 国民年金基金への加入は、国民年金の保険料が納付されていることが前提となります。
- 国民年金基金への加入は任意ですが、いったんご加入いただいた場合、ご自分の都合で任意に脱退および中途解約することはできません。
- 遺族一時金について
 - ・B型を除く「保証期間付」のタイプについては、掛金の納付期間中、年金を受給するまでの待期間中または受給開始後の保証期間中に亡くなった場合、その方と生計をともにしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、遺族の方1人に一時金が支給されます。
 - ・遺族一時金は、掛金総額を下回ることがあります。詳しくはお問い合わせください。
 - ・保証期間のないB型のみ加入到されている方が、年金を受給する前に亡くなったときには1万円の遺族一時金が支給されます。
- 国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給する方は、繰上げ受給期間中は、基金から国民年金の付加年金に相当する部分だけを受け取るようになりますので、基金へ年金請求の手続きが必要となります。
- 国民年金基金の年金額が12万円以上のときは年6回(偶数月に前月および前々月分として)のお支払いになり、年金額が12万円未満のときは年1回(毎年、決まった月に過去1年分として)のお支払いになります。
- 加入の際には、「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」をよくお読みください。
- その他、ご不明の点は遠慮なくお問い合わせください。
- このパンフレットに記載されている内容は2019年4月(税制については2019年1月)時点のものであり、今後変更となることがあります。

全国国民年金基金 愛知支部

国民年金に もう一つの 安心をプラス

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号 名古屋商工会議所ビル9階

0120-43-63-73

TEL(052)232-6247 FAX(052)232-5857

ホームページアドレス <https://www.npfa.or.jp/>

自営業・フリーランスの

みなさん!

ゆとりのある

未来へ

行きましょう。

わたしも
入っています。
優香

国民年金基金

未来

年金ふえる

税金おトク

今

〈国民年金基金とは〉 自営業、フリーランスなどの方々のため、老齢基礎年金に上乘せして、より豊かな老後を保障する公的な年金制度です。国民年金基金制度には、税制上の優遇措置があります。

国民年金基金は、自営業・フリーランスのみなさんの 老齢基礎年金に上乘せする、公的な年金制度です。



5つの メリット

国民年金基金には、メリットいろいろ。
公的な個人年金ならではのメリットもあります。

国民年金に
ゆとりを
プラス!

1 終身年金が基本

- 65歳から生涯受け取る終身年金(A型・B型)が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。

2 年金額が確定、掛金額も一定

- 掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
- 加入時の掛金額は払込期間終了まで変わりません。(途中で口数を変更しない場合)

3 税制上の優遇

- 掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
- 受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
- 遺族一時金は全額非課税です。※2019年1月現在

4 万が一のときは家族に一時金

- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)

5 自由なプラン設計

- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
- 掛金を年度分前納すると、割引があります。

3つの ポイント

ライフプランに合わせて
組み立てられる国民年金基金で、
あなたのゆとりをじっくり育てていきましょう。

1 自営業・フリーランスの方が加入できます!

20歳以上60歳未満の
国民年金の
第1号被保険者の方

および

60歳以上65歳未満の方や
海外居住されている方で
国民年金に任意加入されている方

が加入
できます。

- 加入後に資格を喪失し、基金を脱退することとなるのは以下の場合です。
- (1) 国民年金の第1号被保険者でなくなったとき(海外に転居したときを含みます)
 - (2) 国民年金の保険料が免除(一部免除・学生納付特別・納付猶予を含みます)されたとき
 - (3) 農業者年金に加入したとき
 - (4) 国民年金の任意加入被保険者でなくなったとき

- ※該当する職種に従事しなくなったとき(職能型国民年金基金)は脱退となりますが、3か月以内に手続きを行えば、新しい基金に從前と同条件で加入することができます。
- ※海外に転居されたときは脱退となりますが、引き続き国民年金の任意加入の手続きを行い、3ヶ月以内に基金に加入すれば從前と同条件で加入することができます。
- ※加入後に任意に脱退することはできません。
- ※基金を脱退したときは、脱退一時金はありませんが、脱退に伴う解約控除(違約金)などのデメリットもありません。掛金を納めていただいた期間に見合った年金を将来受け取りいただくこととなり、遺族に老後の資金となります。
- ※国民年金の付加年金を納付されている方が基金に加入した場合、付加年金の納付はできなくなります。
- ※法定免除の方(障害基礎年金を受給されている方等)が「国民年金保険料免除期間納付申出書」を年金事務所へ提出した場合、国民年金保険料の納付申出をした期間には加入することができます。
- ※産前産後期間の免除をされた場合は、加入資格の喪失にはなりません。

2 老後のライフプランに合わせて 給付の型が選べます!

年金額の加入口数、年金受取期間は給付の型によって決まります。

3 掛金は月額最大68,000円まで!

掛金は加入時の年齢、性別、選択する給付の型と口数によって決まります。

- 掛金の上限は月額6万8,000円です。(個人型確定拠出年金にも加入されているときは、その掛金と合わせて6万8,000円が上限となります)
- ※掛金月額が6万8,000円以内でも、確定年金の年金額は終身年金の年金額(1口目を金めた額)を超えることはできません。
- 掛金の払込期間は、60歳未満でご加入の場合は、ご加入時から60歳到達前月までです。60歳以上でご加入の場合は、ご加入時から65歳到達前月または国民年金の任意加入被保険者資格の喪失予定年月の前月までです。
- ※60歳未満で加入した方が60歳以降も加入する場合、改めて加入の手続きが必要です。(掛金は從前のものとは異なります。)
- 海外に居住されてご加入の場合は、ご加入時から65歳到達前月または国民年金の任意加入被保険者の喪失予定年月の前月までです。(60歳未満で加入した方が60歳以降も引き続き加入する場合、給付の型を再度選択する必要があります。)
- 掛金は、ご指定の金融機関から口座振替にて納付いただくこととなります。また、ご加入の機会に国民年金保険料の口座振替(基金掛金と合算)をお申し込みいただくこともできます。(海外に居住されている方を除く)
- 掛金の引落日は原則として翌々月の1日です。

国民年金基金とは

老後に受け取れる国民年金(老齢基礎年金)はご夫婦で月に約13万円。しかし、高齢者世帯の生活費は、月に約26万円かかると言われています。この不足分を補うものとして、会社員の方(第2号被保険者)には厚生年金がプラスされますが、自営業などの方(第1号被保険者)はご自身で上乗せしなければなりません。そこで、用意されている公的な個人年金が国民年金基金です。



■ 国民年金は基本的な生活費をまかなうためのものです。



※1:総務省統計局「家計調査」(2017年)
※2:20歳~60歳のすべての期間保険料を納めた方の場合(夫婦2名分)。

■ 自営業などの方にも、上乗せ年金が必要です。



上乗せ部分

厚生年金基金等
老齢厚生年金

共通部分

国民年金
(老齢基礎年金)



第1号被保険者(自営業・フリーランスなど)

第2号被保険者(会社員)

お得な税制措置

国民年金基金は公的な個人年金なので、掛金の全額を社会保険料として課税所得額から控除できます。^{※1} 一般の個人年金の場合、所得税で最高年額4万円(住民税で最高年額2.8万円)^{※2}の控除とされているので、この税制措置は国民年金基金のメリットのひとつです。下の例で見ると、所得税・住民税が毎年約9万円軽減されることとなります。約21万円の支出で、掛金30万円分の年金を受け取ることができるのです。

※1:海外に居住されている方は、原則として所得控除が受けられません。 ※2:2012年1月以降に締結した個人年金の場合。

■ 公的な個人年金だから税制面でとても有利。



※所得税および復興特別所得税の合計税率を20.42%、住民税率を10%として計算。

年金を受け取る時も

国民年金基金の年金は、国民年金や厚生年金等の年金と合わせて「公的年金等控除」の対象となります。



【遺族一時金の支給とは】

終身年金A型と確定年金I・II・III・IV・V型については保証期間があり、以下のような遺族一時金があります。

■ 年金受給前に死亡された場合

加入時年齢、死亡時年齢および死亡時までの掛金納付期間に応じた遺族一時金が支給されます。

■ 保証期間中に死亡された場合

残りの保証期間の年金を支給するための資産(年金原資)相当額が遺族一時金として支給されます。

※遺族一時金の額が払込み掛金を下回ることがあります。

※終身年金B型には保証期間はありませんが、B型のみ加入し、年金受給前に加入者が死亡された場合、1万円の遺族一時金が支給されます。

※遺族一時金が支払われる遺族は、死亡時に生計を同じくしていた遺族お一人となります。

将来設計に合わせて楽しく組み立てるのが、国民年金基金。

あなたの年金プランが一目瞭然。計算の手順をご紹介します。1口目・2口目とも年金額の他に加算額がプラスされます。詳しくは下記の加算額表をご覧ください。

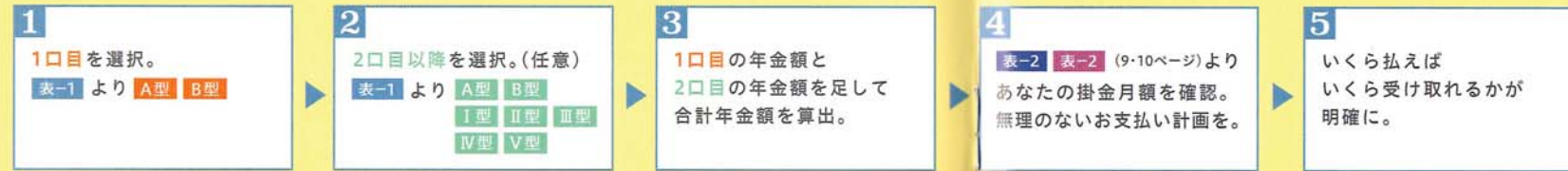
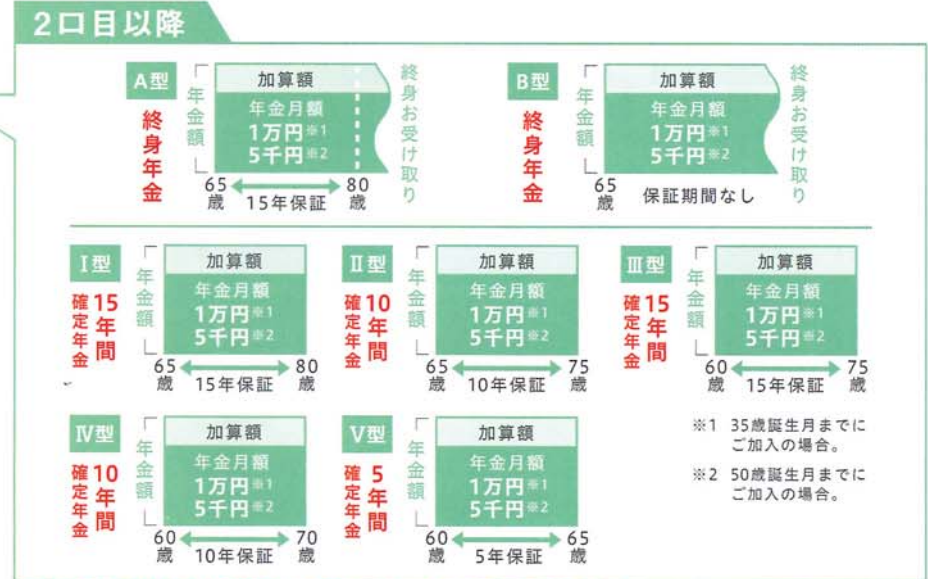
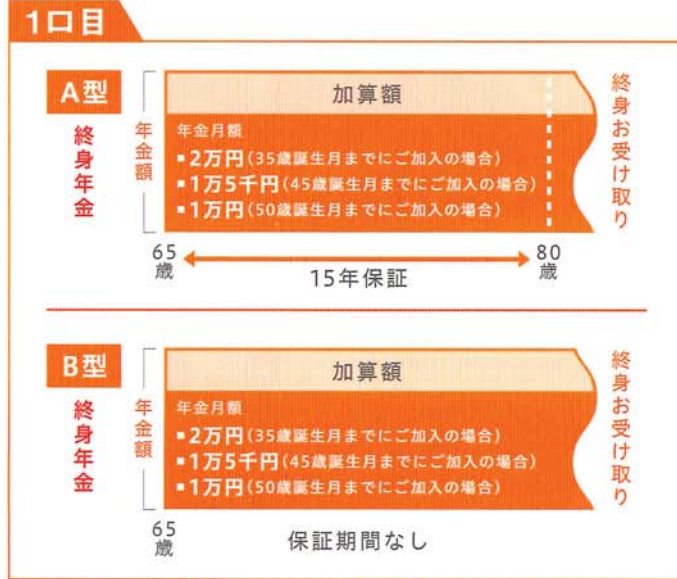


表-1 選べる年金タイプ

○年金月額は、加入時の年齢(月単位)により異なります。○1口目は減額できません。またA型からB型、B型からA型への途中変更はできません。
○誕生日以外にご加入の場合、ご加入から次年齢に到達するまでに掛金を納めていただいた月数に応じて年金額が上乗せとなりますので
誕生日を気にせずご加入をご検討いただけます。○確定年金の年金額は終身年金の年金額(1口目を含む)を超えることはできません。



※50歳1月以降にご加入の場合、加入月数によって年金額は異なります。

※50歳1月以降にご加入の場合、加入月数によって年金額は異なります。

1口目加算額(男女共通) (年額:円)

加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額
20歳	676	25歳	752	30歳	848	35歳	744	40歳	906	45歳	792		
21歳	688	26歳	768	31歳	872	36歳	771	41歳	951	46歳	848		
22歳	704	27歳	788	32歳	900	37歳	801	42歳	999	47歳	910		
23歳	720	28歳	808	33歳	928	38歳	834	43歳	1,056	48歳	986		
24歳	736	29歳	828	34歳	960	39歳	867	44歳	1,116	49歳	1,076		

※誕生日以外に加入された時は、ご加入から次年齢に到達するまでに納めていただいた月数に応じて年金額に加算額が上乗せとなりますので、誕生日を気にせずご加入をご検討いただけます。例えば、32歳2か月で1口目A型に加入された場合は、加算月数10月(12月-2月)×900円=9,000円が加算額(年額)となります。

※加入時年齢が50歳以上の方は、加算額はありません。

2口目以降加算額(男女共通) (年額:円)

加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額
20歳	338	25歳	376	30歳	424	35歳	248	40歳	302	45歳	396		
21歳	344	26歳	384	31歳	436	36歳	257	41歳	317	46歳	424		
22歳	352	27歳	394	32歳	450	37歳	267	42歳	333	47歳	455		
23歳	360	28歳	404	33歳	464	38歳	278	43歳	352	48歳	493		
24歳	368	29歳	414	34歳	480	39歳	289	44歳	372	49歳	538		

※誕生日以外に加入された時は、ご加入から次年齢に到達するまでに納めていただいた月数に応じて年金額に加算額が上乗せとなりますので、誕生日を気にせずご加入をご検討いただけます。例えば、32歳2か月で1口目A型に加入された場合は、加算月数10月(12月-2月)×900円=9,000円が加算額(年額)となります。

表-2 掛金月額表(男性)

(単位:円)

加入時年齢	給付の型	1口目		2口目以降						
		終身年金		終身年金		確定年金				
		A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型
20歳0月	年金月額2万円	7,110	6,370	3,555	3,185	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月~21歳0月		7,350	6,590	3,675	3,295	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月~22歳0月		7,610	6,820	3,805	3,410	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
22歳1月~23歳0月		7,880	7,060	3,940	3,530	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月~24歳0月		8,170	7,320	4,085	3,660	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月~25歳0月		8,470	7,600	4,235	3,800	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
25歳1月~26歳0月		8,790	7,890	4,395	3,945	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
26歳1月~27歳0月		9,130	8,200	4,565	4,100	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
27歳1月~28歳0月		9,500	8,520	4,750	4,260	3,355	2,315	3,610	2,495	1,295
28歳1月~29歳0月		9,880	8,880	4,940	4,440	3,490	2,410	3,755	2,600	1,345
29歳1月~30歳0月	10,300	9,250	5,150	4,625	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405	
30歳1月~31歳0月	10,740	9,650	5,370	4,825	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465	
31歳1月~32歳0月	11,210	10,080	5,605	5,040	3,955	2,735	4,265	2,945	1,530	
32歳1月~33歳0月	11,720	10,540	5,860	5,270	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595	
33歳1月~34歳0月	12,270	11,040	6,135	5,520	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670	
34歳1月~35歳0月	12,870	11,580	6,435	5,790	4,540	3,135	4,885	3,380	1,750	
35歳1月~36歳0月	10,140	9,135	3,380	3,045	2,380	1,645	2,565	1,775	920	
36歳1月~37歳0月	10,665	9,615	3,555	3,205	2,505	1,730	2,695	1,865	965	
37歳1月~38歳0月	11,235	10,125	3,745	3,375	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020	
38歳1月~39歳0月	11,865	10,710	3,955	3,570	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075	
39歳1月~40歳0月	12,555	11,340	4,185	3,780	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140	
40歳1月~41歳0月	13,335	12,045	4,445	4,015	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210	
41歳1月~42歳0月	14,175	12,825	4,725	4,275	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285	
42歳1月~43歳0月	15,135	13,695	5,045	4,565	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370	
43歳1月~44歳0月	16,215	14,670	5,405	4,890	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470	
44歳1月~45歳0月	17,430	15,795	5,810	5,265	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580	
45歳1月~46歳0月	12,550	11,380	6,275	5,690	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705	
46歳1月~47歳0月	13,630	12,360	6,815	6,180	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850	
47歳1月~48歳0月	14,880	13,510	7,440	6,755	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020	
48歳1月~49歳0月	16,370	14,870	8,185	7,435	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220	
49歳1月~50歳0月	18,150	16,510	9,075	8,255	6,375	4,405	6,865	4,745	2,460	
50歳1月~59歳11月	※年金額は加入時年齢(月単位)によって異なります。(下の表を参照)									
	18,150	16,510	9,075	8,255	6,375	4,405	6,865			

※加入(増口)時年齢が50歳1月以上の方は、IV型・V型への新規加入および増口はできません。

加入時年齢	※年金額は加入時年齢(月単位)によって異なります。(下の表を参照)						
60歳0月~64歳11月	20,500	19,070	10,250	9,535	7,130		

※60歳以上の加入については、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方が対象となります。
 ※加入(増口)時年齢が60歳0月以上の方は、II型・III型・IV型・V型への新規加入および増口はできません。

●50歳1月以上で加入の方の年金額(年単位) (単位:円)

加入時年齢	加入期間	年金額(年額)			
		1口目(終身年金)		2口目以降(終身年金・確定年金)	
		A型・B型	A型・B型・I型・II型・III型	A型・B型	A型・B型・I型
50歳1月	119月	118,940	59,470		
51歳0月	108月	107,180	53,590		
52歳0月	96月	94,540	47,270		
53歳0月	84月	82,100	41,050		
54歳0月	72月	69,840	34,920		
55歳0月	60月	57,760	28,880		
56歳0月	48月	45,860	22,930		
57歳0月	36月	34,140	17,070		
58歳0月	24月	22,600	11,300		
59歳0月	12月	11,220	5,610		

※上記加入時年齢以外のご加入のときは、月単位で年金額が異なります。
 ※年金額は年金額を計算する際の基礎となるものです。実際の年金額は100円単位(加入しているすべての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ)になります。

注)加入時年齢の見方(男女共通)

- ①表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。
- ②誕生日の属する月(誕生日)にご加入の方は、△△歳0月と表示しています。

表-2 掛金月額表(女性)

(単位:円)

加入時年齢	給付の型	1口目		2口目以降						
		終身年金		終身年金		確定年金				
		A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型
20歳0月	年金月額2万円	8,280	7,940	4,140	3,970	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月~21歳0月		8,570	8,210	4,285	4,105	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月~22歳0月		8,860	8,500	4,430	4,250	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
22歳1月~23歳0月		9,180	8,810	4,590	4,405	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月~24歳0月		9,510	9,130	4,755	4,565	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月~25歳0月		9,860	9,470	4,930	4,735	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
25歳1月~26歳0月		10,240	9,830	5,120	4,915	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
26歳1月~27歳0月		10,630	10,210	5,315	5,105	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
27歳1月~28歳0月		11,060	10,610	5,530	5,305	3,355	2,315	3,610	2,495	1,295
28歳1月~29歳0月		11,510	11,050	5,755	5,525	3,490	2,410	3,755	2,600	1,345
29歳1月~30歳0月	11,990	11,510	5,995	5,755	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405	
30歳1月~31歳0月	12,500	12,010	6,250	6,005	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465	
31歳1月~32歳0月	13,050	12,540	6,525	6,270	3,955	2,735	4,265	2,945	1,530	
32歳1月~33歳0月	13,640	13,110	6,820	6,555	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595	
33歳1月~34歳0月	14,280	13,730	7,140	6,865	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670	
34歳1月~35歳0月	14,980	14,400	7,490	7,200	4,540	3,135	4,885	3,380	1,750	
35歳1月~36歳0月	11,790	11,340	3,930	3,780	2,380	1,645	2,565	1,775	920	
36歳1月~37歳0月	12,405	11,940	4,135	3,980	2,505	1,730	2,695	1,865	965	
37歳1月~38歳0月	13,080	12,585	4,360	4,195	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020	
38歳1月~39歳0月	13,815	13,290	4,605	4,430	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075	
39歳1月~40歳0月	14,610	14,070	4,870	4,690	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140	
40歳1月~41歳0月	15,510	14,925	5,170	4,975	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210	
41歳1月~42歳0月	16,500	15,885	5,500	5,295	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285	
42歳1月~43歳0月	17,610	16,965	5,870	5,655	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370	
43歳1月~44歳0月	18,855	18,180	6,285	6,060	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470	
44歳1月~45歳0月	20,280	19,545	6,760	6,515	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580	
45歳1月~46歳0月	14,600	14,080	7,300	7,040	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705	
46歳1月~47歳0月	15,850	15,290	7,925	7,645	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850	
47歳1月~48歳0月	17,310	16,700	8,655	8,350	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020	
48歳1月~49歳0月	19,030	18,370	9,515	9,185	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220	
49歳1月~50歳0月	21,100	20,380	10,550	10,190	6,375	4,405	6,865	4,745	2,460	
50歳1月~59歳11月	※年金額は加入時年齢(月単位)によって異なります。(下の表を参照)									
	21,100	20,380	10,550	10,190	6,375	4,405	6,865			

※加入(増口)時年齢が50歳1月以上の方は、IV型・V型への新規加入および増口はできません。

加入時年齢	※年金額は加入時年齢(月単位)によって異なります。(下の表を参照)						
60歳0月~64歳11月	23,750	23,150	11,875	11,575	7,130		

※60歳以上の加入については、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方が対象となります。
 ※加入(増口)時年齢が60歳0月以上の方は、II型・III型・IV型・V型への新規加入および増口はできません。

●50歳1月以上で加入の方の年金額(年単位) (単位:円)

加入時年齢	加入期間	年金額(年額)			
		1口目(終身年金)		2口目以降(終身年金・確定年金)	
		A型・B型	A型・B型・I型・II型・III型	A型・B型	A型・B型・I型
50歳1月	119月	118,940	59,470		
51歳0月	108月	107,180	53,590		
52歳0月	96月	94,540	47,270		
53歳0月	84月	82,100	41,050		
54歳0月	72月	69,840	34,920		
55歳0月	60月	57,760	28,880		
56歳0月	48月	45,860	22,930		
57歳0月	36月	34,140	17,070		
58歳0月	24月	22,600	11,300		
59歳0月	12月	11,220	5,610		

※上記加入時年齢以外のご加入のときは、月単位で年金額が異なります。
 ※年金額は年金額を計算する際の基礎となるものです。実際の年金額は100円単位(加入しているすべての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ)になります。

- ③誕生日の翌月にご加入の方は△△歳1月、誕生日の翌々月にご加入の方は△△歳2月、...となります。
- ④但し、「1日」生まれの方は、誕生日の属する月の前月が誕生日になります。(例えば、「4月1日」が誕生日の方は、「3月」が誕生日になります。)